

事 務 連 絡
平成 26 年 12 月 26 日

各 都道府県 環境主管部(局)騒音振動担当官 殿
市・特別区

環境省水・大気環境局大気生活環境室

低周波音問題対応の手引書における参照値の取扱いの再周知について

騒音・振動行政につきましては、平素よりご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、環境省では、低周波音に関する苦情への的確な対応を図るため、平成 16 年 6 月に「低周波音問題対応の手引書」を公表しました。

本手引書においては低周波音問題対応のための評価指針として「参照値」を示しておりますが、平成 20 年 4 月 17 日付け事務連絡にて、その取扱いについて周知徹底方お願いしたところ です。

今般、平成 26 年 12 月 19 日に消費者庁より、消費者安全法第 23 条第 1 項に基づく事故等原因調査報告書が公表され、同法第 33 条の規定に基づき別添のとおり意見が述べられました。

消費者庁の意見では、参照値以下であっても慎重な判断を要する場合があることを、一層明確に周知することとされています。

改めて、参照値の取扱いについて、下記の事項にご留意のうえ、手引書の活用を図るとともに、貴管下町村及び関係者への周知徹底方お願いいたします。

記

1. 参照値は、固定発生源（ある時間連続的に低周波音を発生する固定された音源）から発生する低周波音について苦情の申し立てが発生した際に、低周波音によるものかを判断するための目安として示したものである。
2. 参照値は、低周波音についての対策目標値、環境アセスメントの環境保全目標値、作業環境のガイドラインなどとして策定したものではない。
3. 心身に係る苦情に関する参照値は、低周波音に関する感覚については個人差が大きいことを考慮し、大部分の被験者が許容できる音圧レベルを設定したものである。

なお、参照値は低周波音の聴感特性に関する実験の集積結果であるが、低周波音に関する感覚については個人差が大きく、参照値以下であっても、低周波音を許容できないレベルである可能性が 10%程度ではあるが残されているので、個人差があることも考慮し判断することが極めて重要である。

<問い合わせ先>

環境省水・大気環境局

大気生活環境室振動騒音係 松戸、東(あずま)

03-5521-8299 (直通)